

第3次長久手環境基本計画 【改訂版】

平成28～32年度（2016～2020）

概要版

平成28年3月／長久手市

目次

1. 環境基本計画の改訂について	1
1-1. 環境基本計画とは.....	1
1-2. 計画改訂の背景.....	1
1-3. 計画改訂の基本方針.....	1
1-4. 計画の目標年度.....	2
2. めざす環境像と基本目標	2
2-1. 本市がめざす環境像（基本理念）	2
2-2. 計画の基本目標（環境目標）	2
2-3. 施策の体系.....	6
3. 前期5年間（平成23年～27年度）の総括.....	6
4. 基本目標の実現に向けた取り組み（後期重点プロジェクト）	7
4-1. 後期重点プロジェクトの役割.....	7
4-2. 長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	7
4-3. 後期重点プロジェクト.....	10
① 地球にやさしい低炭素社会の構築に向けた重点プロジェクト.....	10
② ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築に向けた重点プロジェクト.....	12
③ 多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築に向けた重点プロジェクト.....	14
5. 計画の推進	16
5-1. 計画の推進体制.....	16
5-2. 計画の進行管理.....	17
[参考資料] 長久手市の環境の概況.....	18

1. 環境基本計画の改訂について

1-1. 環境基本計画とは

環境基本計画とは、長久手市環境基本条例（平成 12 年 3 月制定）の規定に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画で、市の環境行政のもっとも基本となる計画です。

1-2. 計画改訂の背景

本市では、平成 13 年 3 月に「長久手町環境基本計画（第 1 次計画）」を、平成 18 年 3 月にその見直しを加えた「第 2 次長久手町環境基本計画」を策定しました。その改訂から 5 年が経過した平成 22 年度（平成 23 年 3 月）には、平成 21 年 3 月策定の第 5 次長久手町総合計画を反映しつつ、環境問題をとりまく社会経済情勢が大きな時代の節目にあるとの認識のもと、それまでの環境基本計画の内容を全面的に改訂し、「第 3 次長久手市環境基本計画」（以降、前計画という）を策定しました。

前計画の計画期間は平成 23 年度から平成 32 年までの 10 年間としており、今回の改訂はその中間年度にあたります。これまでの 5 年間に、国では平成 24 年 4 月に第 4 次環境基本計画が閣議決定され、愛知県では平成 26 年 5 月に第 4 次環境基本計画が策定されました。平成 26 年 11 月には ESD ユネスコ世界会議が開催されるなど、環境に関する世界的な動きが集中しています。本市においても、平成 26 年 3 月に一般廃棄物（ゴミ・生活排水）処理基本計画を作成しました。こうした前期 5 年間ににおける社会経済状況の変化を踏まえて中間見直しを行い、「第 3 次長久手環境基本計画 改訂版」を策定しました。

1-3. 計画改訂の基本方針

・長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の組み込み

我が国では地球温暖化対策について、省エネ・再生エネ導入促進に向けて様々な対策がとられていますが、地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方自治体は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に取り組むことが求められています。そのため、今回の改訂において環境基本計画が「長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以降、実行計画という）を包括する形に改訂しました。

・重点プロジェクトの見直し

前計画における「目指す環境像」、「施策の基本的方向」、「環境行動を促すための取り組み」については基本的に継承しつつ、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会の実現に向けた重点プロジェクトの見直しを中心に行いました。前期重点プロジェクトの環境指標や施策の達成状況・課題を踏まえ、今後 5 年間に取り組む「後期重点プロジェクト」を策定しました。この後期重点プロジェクトの多くは、実行計画の重点プロジェクトも兼ねています。

（平成 23 年 3 月公表 前計画章立て）

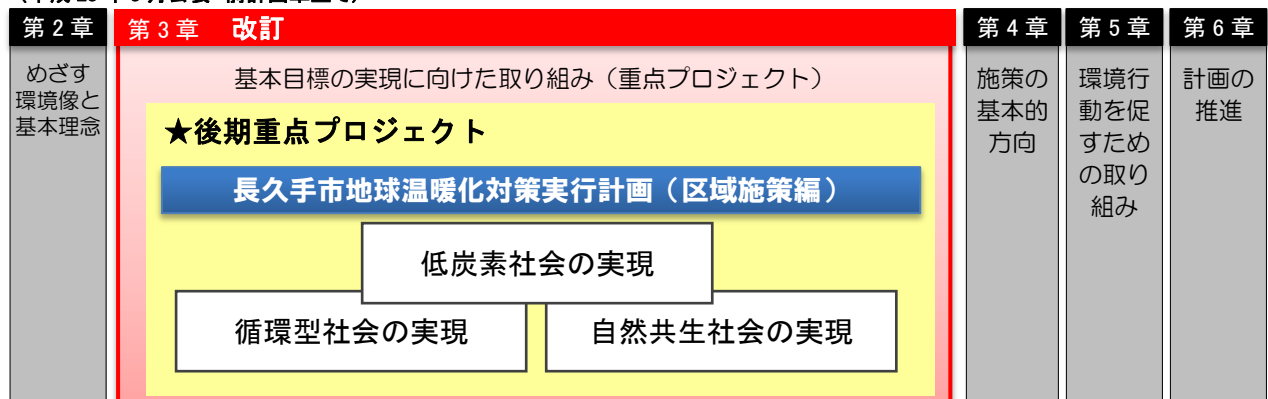


図 1 環境基本計画 主な改訂範囲

1-4. 計画の目標年度

目標年度である平成 32 年度までの 5 年間に取り組むべき後期重点プロジェクトを定めました。

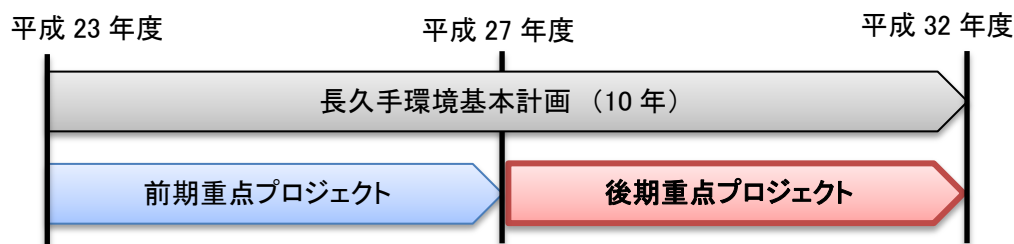


図 2 計画の期間

2. めざす環境像と基本目標

2-1. 本市がめざす環境像(基本理念)

この計画では、本市がめざす環境像を次のとおり定めます。

人と地域がつながい、自然と環境にこだわるまち

本市は都市と自然が共存していることが大きな特色です。この特色を最大限生かすとともに、「自然との共生」をテーマとした愛・地球博の理念を継承し、市民一人ひとりの環境行動を高めていきます。

そのため、市民はもちろん事業所や大学など多様な主体相互の交流を促しながら、人と人、人と地域のつながりを大切に育てます。その中から環境保全・環境創造に向けたいきいきとした活動を大きく育てるまちをめざします。

そして、都市と農村、都市と自然が共存するという私たちの市の個性をみんなが共有して、これを生かした活動を展開することにより、『自然と環境にこだわるまち』を実現します。

2-2. 計画の基本目標(環境目標)

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会の実現を柱とし、それぞれの柱に市民参加社会・地域協働社会の実現に向けた重点プロジェクトの内容を組み込み直しました。

(1) 地球にやさしい低炭素社会の構築

本市は都市的土地利用の需要が依然として高く、計画的に都市化を受け止めていくことが広域的な役割として求められています。その一方で、地球温暖化問題に代表される地球的規模での環境問題に対応していくことはこれからの時代の責務です。

このため、魅力的な都市づくりと地球環境への貢献を両立させるため、市民・事業者・行政が協調して、温室効果ガスの発生抑制に向けた長期的で総合的な環境施策に取り組み、エネルギー、資源を最も効率的に利用する『地球にやさしい低炭素社会の構築』をめざします。

(2) ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築

地球的規模での環境問題という深刻な問題が顕在化することとなって、大量生産、大量消費、大量廃棄という暮らしのあり方を根本的に見直すことが求められ、持続可能な循環型社会の構築が避けることのできない課題となっています。

本市は、都市的な暮らしと農村的な暮らしが同居する市です。こうした特性をうまく生かし、人

間社会がつくる循環システムと自然の循環システムの両者が調和した都市づくりを目標とし、市民・事業者・行政が連携して、ごみの減量化・資源化の推進、不用になるものを買わない、断るといったライフスタイル、自然環境と調和したライフスタイルの定着に取り組み、『ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築』をめざします。

(3) 多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築

本市は名古屋都市圏の東端に位置し、新たな都市づくりの場に森林、河川とそこに棲む動植物などの豊かな自然環境が残されています。

そこで、動植物の生息・生育状況についてのデータ蓄積に取り組むとともに、そのデータを活用して、地域における人と自然の関係を再構築していきます。そして、本市がもつ豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを次世代に受け継ぐような『多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築』をめざします。

第5次長久手市総合計画 [市の将来像]

人が輝き 緑があふれる 交流都市 長久手

第3次長久手環境基本計画 [めざす環境像と計画の基本目標（環境目標）]

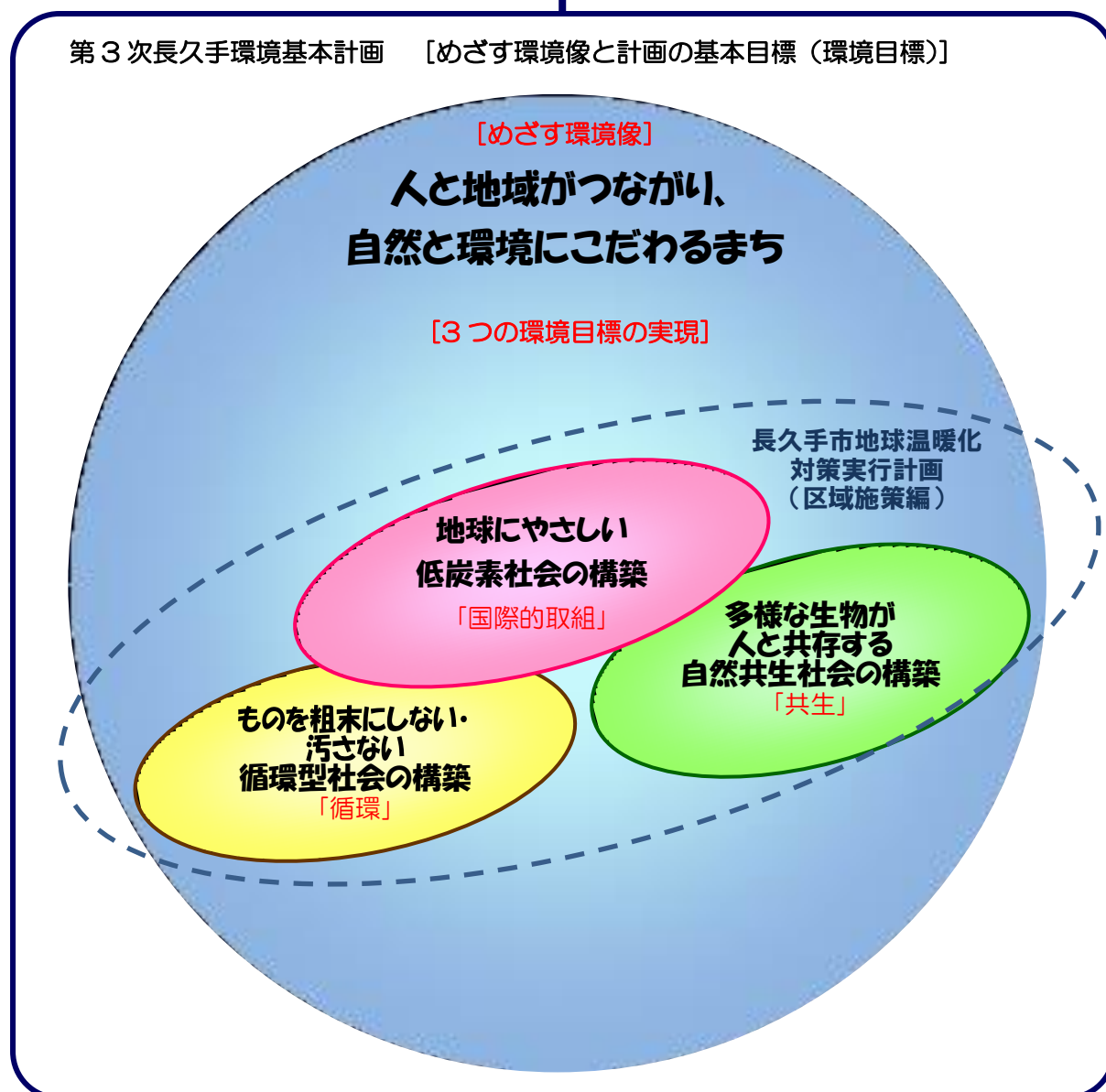
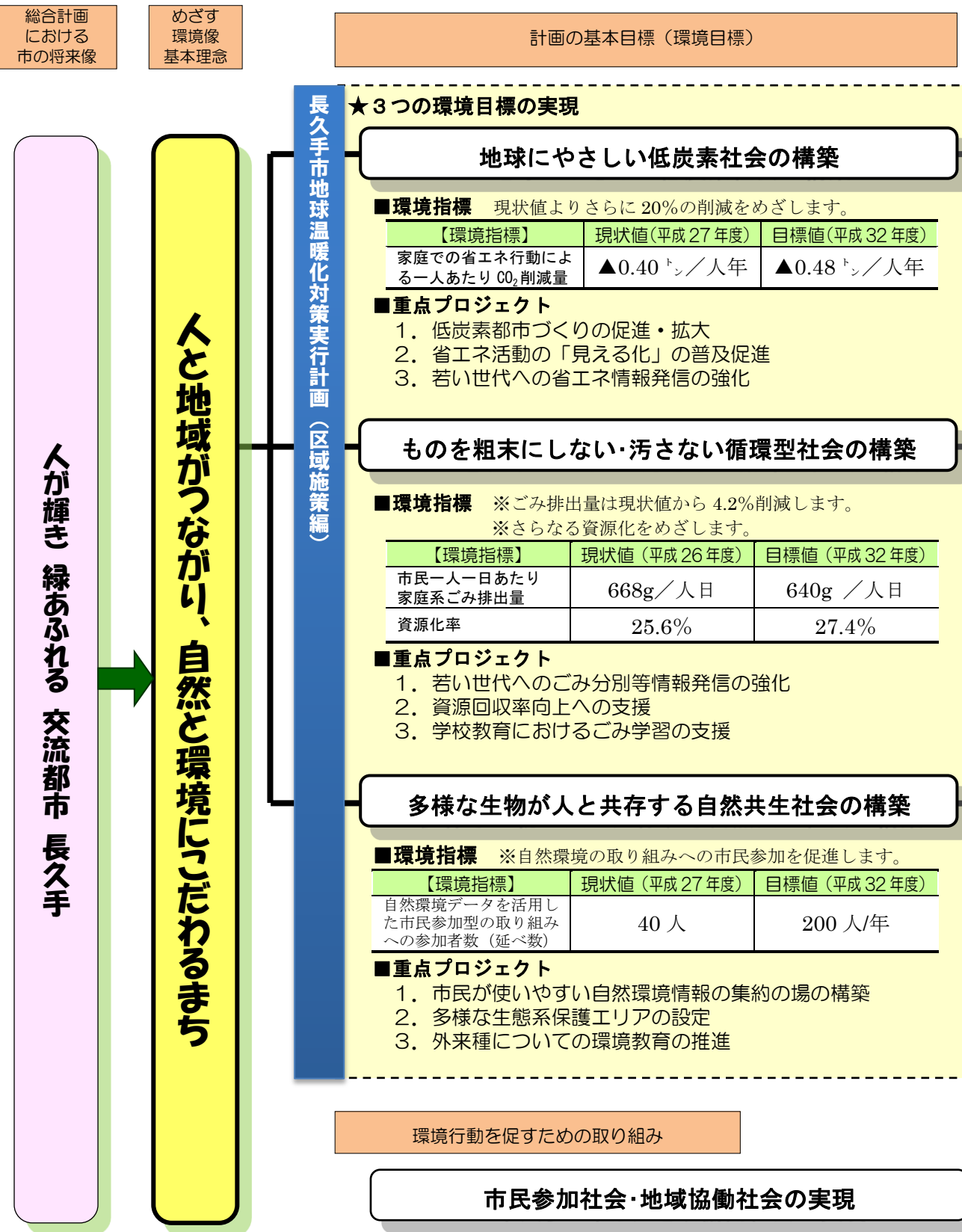
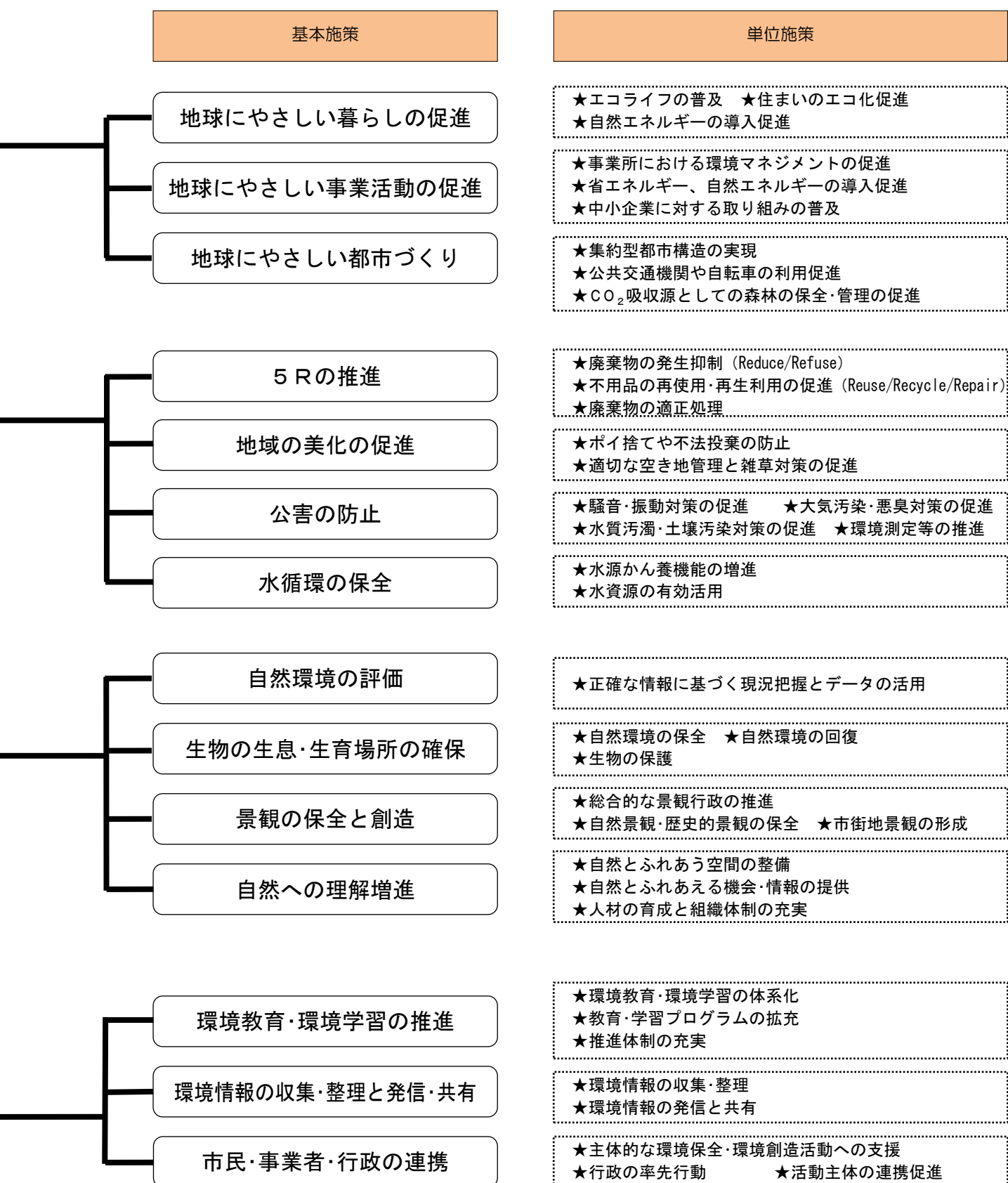


図3 めざす環境像と計画の基本目標（環境目標）

2-3. 施策の体系





3. 前期5年間(平成23年～27年度)の総括

【環境指標】 ■：目標を達成できた指標 ■：達成できなかった指標

環境目標	環境指標	基準値	目標値	現状値*
低炭素社会	家庭部門＋運輸部門(自家用車)における人口一人あたり二酸化炭素排出量	2.42t/人	1.93t/人 (20%の削減)	2.36人 (2.6%の削減)
循環型社会	市民一人一日あたりごみ排出量 (資源回収分も含む)	978g/人日	875g/人日 (10.6%の削減)	879g/人日 (10.1%の削減)
	資源化率 (資源化される量÷ごみ排出量)	28%	36%	26%
自然共生社会	市民との協働により自然観察調査等を行い、生物の生息・生育状況に関するデータを整理する場所の箇所数	0箇所	2箇所以上	市内全域で実施

* 現状値について、低炭素社会の環境指標は平成25年度現在、循環型社会のうちごみ排出量は平成26年度現在、資源化率は平成26年度現在、自然共生社会は平成27年度現在。

【前期重点プロジェクト】

環境目標	前期重点プロジェクト	実施状況	今後の展開	参考(市民アンケート*)	
				施策の認知度	「継続」の選択率
低炭素社会	① リニモ沿線におけるモデル的な低炭素都市づくりの促進	「公園西駅周辺環境配型まちづくり」など計画はほぼ達成。	新規事業へ発展	10%	72%
	② 環境家計簿モニター制度の導入	市版環境家計簿を公表したが、モニター募集には至らず、市民に浸透できなかった。	別事業を検討	4%	60%
	③ 市施設における太陽光発電システムの設置	市の施設で可能な場所はほぼ設置が完了し、計画はほぼ達成。	終了	28%	82%
	【今後の展開】 ① 市内全域への拡大を目指した新規事業への発展を図ります。 ② 省エネの効果の「見える化」による意識改革は今後も重要な課題であるため、目標は維持し、新たな「見える化」事業の展開を図る必要があると考えられます。 ○ アンケート結果から学生や単身者など若い世代における意識改革が課題として挙げられたため、新規事業として若い世代を対象にした省エネ等に関する知識の普及と情報を得やすい環境づくりを行います。				
循環型社会	① 事業系ごみ調査隊の活動支援	ごみ組成調査を実施。取り組みを市民に周知・浸透できなかった。	別事業を検討	3%	75%
	② 学生向けごみ減量作戦の展開	2 大学と連携し学生による活動を実施。参加者が少なく、周知・浸透がなかった。	別事業を検討	6%	74%
	③ 生ごみ水切りキャンペーンの実施	環境見本市での事例・成果報告は平成24年度までは実施。	廃止	-	-
	④ 地域における生ごみたい肥化に対する支援	都市部の住宅形態では生ゴミ処理機を置く場所がないなど、利用が限定的。	廃止	40%	80%
	⑤ 市民主体の不用品交換等に対する支援	市民同士によるリサイクルマーケットは年1回ないし2回開催。	別事業を検討	70%	90%
	【今後の展開】 ① 事業系ごみの資源回収率向上への支援や、事業系ごみ削減活動等の情報提供を別事業として展開します。 ② 学生や単身者などより広く若い世代に向けて基本的な知識の普及を図っていくための事業内容に変更します。 ⑤ 不用品交換や資源回収拠点の拡充を含め、資源回収率の向上への支援を別事業として展開します。 ○ アンケート結果などから資源の分別回収の意義について疑問を感じている市民も多いと考えられることから、重要性の浸透に向けて、資源ごみ処理施設等の見学会など「資源のながれ」について環境教育を展開します。				
自然共生社会	① 自然観察調査の実施とデータ蓄積システムの構築	・市内全域を対象に自然環境調査を行い、データ蓄積システムの構築も完了。	新規事業へ発展	15%	77%
	② 里山保全の方針の作成	・平成27年度に「長久手市里山プラン」を策定。	新規事業へ発展	23%	77%
	③ 市街地内の公園における生物の生息・生育環境の創出	・杣ヶ池公園の外来種駆除作業などを実施。市街地内で広く実施するには至らず。	別事業を検討	17%	78%
	【今後の展開】 ① 市民参加を促すため、市民が使いやすい双方向型の情報データ蓄積システムの構築を図ります。 ② 里山に点在する湿地など貴重な生態系資源が存在する区域への保護エリアの設定を進めていきます。 ③ 外来種の対策に焦点をあてた事業展開を図り、環境教育を通じた参加意識の向上を目指します。				

*1 市民アンケート：平成27年9月31日から10月15日に市民2000人を対象に行い、878名(44%)から回答。

4. 基本目標の実現に向けた取り組み(後期重点プロジェクト)

4-1. 後期重点プロジェクトの役割

本計画においては、次の性格を有する「後期重点プロジェクト」を設定しました。

- ① 基本目標の実現に向けて戦略的に推進する事業
- ② 本計画のすべての施策の推進を先導し牽引する事業
- ③ 基本目標の実現や計画の進捗状況を把握するためのシンボリックな事業

4-2. 長久手市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

(1) 長久手市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目的及び位置づけ

国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)第20条の第2項で、「市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努めるもの」と規定されています。この法では、中核市以上の地方公共団体について「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定が義務付けられており、計画策定の義務のない一般市も、地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

長久手市では、環境基本計画に基づき、低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進してきましたが、上記の法に基づき、「長久手市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、実行計画)を策定しました。なお、本実行計画については、第3次長久手環境基本計画の後期重点プロジェクトと内容が重複することから、後期重点プロジェクトに包含する形で整理を行いました。

・実行計画の対象

実行計画の対象範囲： 市域全域

実行計画が対象とする主体の範囲： 市民・事業者・行政

それぞれの役割に応じ、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

本計画が対象とする温室効果ガス： 地球温暖化の原因とされている温室効果ガスのうち、私たちの生活に最も密接に関連し排出量も多い「二酸化炭素」とします。

・実行計画の基準年度・目標年度

国の新たな削減目標^{*1}を目安に、第3次長久手環境基本計画との整合を図り、下記の通り定めます。

基準年度：平成17年度(2005年度)

目標年度：平成32年度(2020年度)

^{*1} わが国では、国際公約として国連気候変動枠組条約事務局に登録していた二酸化炭素削減目標(2020年までに1990年比で温室効果ガス25%削減)を中長期の削減目標として視野に置いてきましたが、東日本大震災以降のエネルギー情勢の変化を踏まえ、この25%削減目標を撤回し、2020年までに2005年度比で3.8%削減を新たな目標として登録しています。また、2020年以降の中長期の削減目標については、平成27年7月に「日本の約束草案」として、2030年度に2013年度比で26.0%削減(2005年度比では25.4%削減)を登録しています。

(2) 温室効果ガスの削減目標

・現況推計及び将来推計

長久手市における二酸化炭素の総排出量は、現状値(平成25年度：2013年度)で30.9万t-CO₂^{*1}であり、基準年の平成17年度(2005年度)に比べて21.3%増加しています。

これは、2005年の愛知万博以降、都市基盤や環境整備などが進んだことによる人口増加により、商業サービス業や家庭部門^{*1}、運輸部門^{*2}の排出量が増加したことが主な要因と考えられます。

今後、新たな温暖化対策が講じられないと仮定すると(現状趨勢ケース)、本市では今後人口の増加が見込まれることから、平成32年度(2020年度)においては平成17年度(2005年度)に比べおよそ36%の増加が予測されます。

^{*1} ・家庭部門…家庭の冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明等のエネルギー消費

^{*2} ・運輸部門…旅客自動車(自家用車、バス等)、貨物自動車(陸運)、鉄道におけるエネルギー消費

・削減目標

本市は県内有数の人口増加都市であり、今後も人口増加にともない家庭部門や業務部門などからの二酸化炭素排出量が増加していくと見込まれます。削減目標は国の目標に準じ設定しますが、人口増加率が国全体と異なる本市のようなケースでは、地域特性を踏まえたより合理的な削減目標の設定が推奨されています。このため、基準年度に対する人口比（人口増加率）により排出量を補正した人口補正二酸化炭素排出量*1を求め、この値が国の削減目標を達成することを目標としました。

削減目標は、人口補正二酸化炭素排出量をわが国の新たな削減目標である平成 17 年度（2005 年度）比で平成 32 年度（2020 年度）までに 3.8%削減を短期目標とし、平成 42 年度（2030 年度）までに 25.4%削減を中期目標とします。なお、中期目標については、今後、人口や産業構造についての想定が今回の改訂時と異なった場合は、再度見直すこととします。

基準年度		基準年度	現状	短期目標	中期目標
年度		平成 17 年度 (2005 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 42 年度 (2030 年度)
現状	本市人口*2	42,871 人	51,639 人	-	-
	二酸化炭素排出量 (万 t-CO ₂)	25.5	30.9	-	-
	人口補正二酸化炭素排出量*1 (万 t-CO ₂)	25.5	25.7	-	-
予測	本市人口*2	-	-	58,027 人	61,594 人
	排出量将来予測 (万 t-CO ₂)	-	-	34.7	36.9
	人口補正二酸化炭素排出量*1 (万 t-CO ₂)	-	-	25.7	25.7
削減目標	削減率 (総排出量)	-	-	3.8%削減	25.4%削減
	二酸化炭素排出量 (万 t-CO ₂)	-	-	24.5	19.0
	現状からの削減量 (万 t-CO ₂)	-	-	1.1	6.7
	一人あたり削減量 (t-CO ₂ /人)	-	-	0.20	1.08

*1 人口補正二酸化炭素排出量＝[二酸化炭素排出量]×[基準年度人口]／[当該年人口]

*2 人口については、基準年度及び現状は「ながくての統計」(各年 4 月 1 日現在)、短期目標及び中期目標年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計))における推計値。

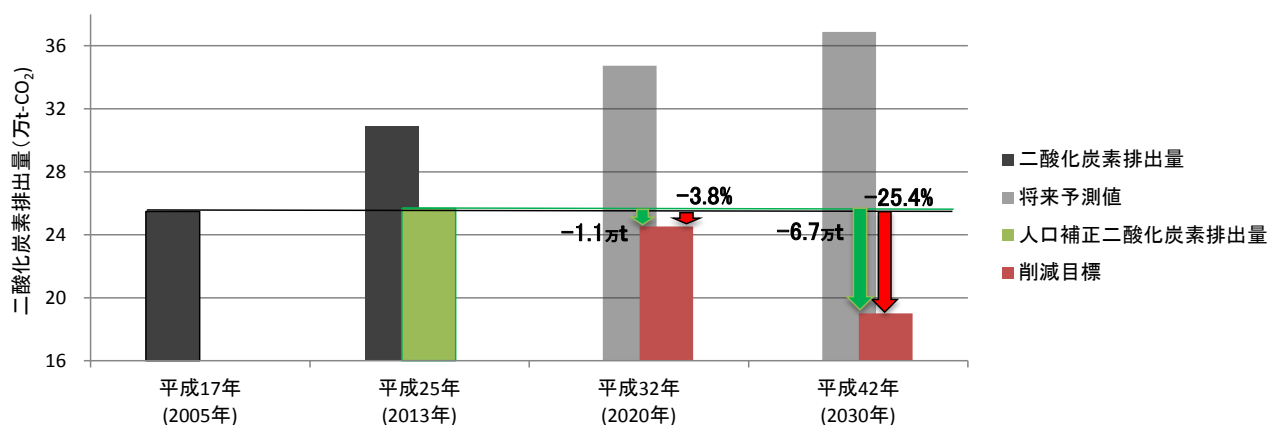


図 5 本市における二酸化炭素排出量の推移と将来推計

(3) 削減に向けた施策の体系

本市では、今後も人口の増加が予想され、将来推計にあるように市全域からの二酸化炭素排出量は増加傾向になることが考えられます。これを減少に転じることが現実的ではありませんが、市民のライフスタイルの改善や低炭素都市づくりなどにより、実質的な排出量（人口補正二酸化炭素排出量）を国が求めるレベルに削減することが必要です。このため、国や愛知県の温暖化対策と連携しつつ、市民・事業者・行政のそれぞれの主体が協働し一体的な取り組みを進め、発展しつつも環境負荷の少ない持続可能な新たな地域社会の構築が不可欠です。

長久手市地球温暖化対策実行計画においては、新たな地域社会の構築に向けて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの未来像を掲げています。低炭素社会の構築においては、省エネ行動の普及、省エネ・創エネ技術の導入、省エネ・創エネ構造の都市の創造を念頭に、それぞれ、地球にやさしい暮らしの促進、地球にやさしい事業活動の促進、地球にやさしい都市づくりの促進を基本施策に掲げています。循環型社会の構築においては、資源の無駄遣いをやめ再利用を図るなど、出来る限り資源を最終形である二酸化炭素として排出させない社会を目指すこととし、5Rの推進を基本施策に掲げています。自然共生社会の構築においては、森林や樹木の二酸化炭素吸収による排出量削減効果を高めるため、里山の保全・育成や市街地の緑化を基本施策に掲げています。

第3次長久手環境基本計画では、「人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち」という環境像を目指して、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の構築を目標にそれぞれ基本施策、単位施策、個別施策化し、重点プロジェクトを進めています。それらの多くが長久手市地球温暖化対策実行計画の施策と重なることから、環境基本計画の施策体系や推進体制を実行計画においても共有し、対策・施策を推進することとします。

長久手市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 施策の体系				
目標	基本施策	単位施策	個別施策	重点プロジェクト
低炭素社会の構築	地球にやさしい暮らしの促進	エコライフの普及	・家庭での省エネ行動の促進 ・マイカー利用抑制とエコドライブの促進 ・環境にやさしい消費行動の促進	● エネルギー使用状況の「見える化」機器導入支援 ● 若い世代に向けた身近な省エネ情報の発信
		住まいのエコ化促進	・エコ住宅・環境共生住宅の促進(太陽光発電、断熱性向上など) ・家電等における省エネ型機器の導入促進 ・住宅における緑化の促進	
		自然エネルギーの導入促進	・太陽光・太陽熱の活用促進 ・自然エネルギー導入に向けた調査・研究 ・自然エネルギーを使った電力の活用促進	
	地球にやさしい事業活動の促進	環境マネジメント導入	・環境マネジメントシステムの導入促進 ・自動車の効率的利用の促進	
		省エネルギー、自然エネルギーの導入促進	・自然エネルギーなどの活用促進 ・省エネルギーの促進	
	地球にやさしい都市づくりの促進	中小企業に対する取り組みの普及	・中小企業の環境対策に対する支援 ・モデル的取り組みの紹介等の実施	
		集約型都市構造の実現	・リモ沿線の利便性向上 ・低炭素まちづくりの促進 ・無秩序な市街地の抑制	● 低炭素都市づくりの促進・拡大
循環型社会の構築	5Rの推進	公共交通機関や自転車の利用促進	・リモの利用促進 ・公共バスの利用促進 ・自転車の利用促進	
		廃棄物の発生抑制	・ごみの減量に向けた市民活動・地域活動の促進 ・市民・事業者・行政の協働によるごみ減量行動指針の策定 ・生ごみの減量、たい肥化の促進	● 資源ごみ再処理施設等の見学会、環境教育の実施 ● 若い世代に向けた身近なエコ情報の発信
		不用品の再利用・再利用の促進	・分別ルールの徹底 ・資源回収の促進 ・不用品再利用システムの充実	● 資源回収拠点の拡充
自然共生社会の構築	自然環境の保全と自然への理解増進	廃棄物の適正処理	・尾張東部衛生組合の運営、ながくてエコハウスの活用促進 ・ルールやマナーの徹底 ・事業系廃棄物の適正処理の促進	
		CO2吸収源としての森林の保全・管理の促進	・里山の保全・育成 ・市民協働による里山管理の促進 ・身近な緑地や水辺の保全 ・農地の保全	・長久手市里山プランによる里山の保全・管理の実施
		自然環境の回復	・開発行為等における緑化促進 ・市街地の緑化促進 ・環境に配慮した農業の普及促進 ・近自然工法の採用促進	
		自然への理解増進	・自然とふれあう空間の整備 ・自然とふれあう機会・情報の提供 ・人材の育成と組織体制の充実	● 市民参加型の双方向情報発信による自然環境マップ作成

* 個別施策の具体的な内容は前計画に詳細をまとめています。

4-3. 後期重点プロジェクト

1 地球にやさしい低炭素社会の構築に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらいめざすところ

- 本市における二酸化炭素排出量を経年的にみると、産業部門の排出量は減少傾向にあるものの、家庭部門や業務部門での排出量は増加傾向にあります。
- 本市においては、今後も人口増加が予想される中で、地球的課題である温暖化防止に向けて、効果的な対策を至急に講じていくことが求められています。特に家庭からの二酸化炭素の排出削減に向けて、市民による意識改革と実践行動の普及に取り組みます。

【本市が抱える主要課題】

- ・前期重点プロジェクトでは「低炭素都市づくり」として公園西駅周辺で環境配慮型都市の整備を行いました。今後は市全域への拡大を図るための仕組みづくりが求められています。
- ・市民アンケートの結果から、本市では省エネに対する意識は広く定着しており、身近な所で出来る取り組みは既に多くの市民が実行していると考えられますが、取り組んだ成果を実感できないなど、取り組みに対する疲れも生じていると考えられます。このため、効果の「見える化」や省エネ住宅・機器への経済的支援など、取り組みを継続する意欲を引き出すような施策が必要と考えられます。
- ・省エネ等に関する知識の普及については、広報等の紙媒体による情報発信に加え、学生や単身者など若い世代が情報を得やすい媒体を組合わせていく必要があると考えられます。

(2) 環境指標(削減目標)

- 長久手市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の二酸化炭素排出量削減目標^{*1}に向け、市民一人ひとりの省エネ行動による削減効果の評価するため、「家庭での省エネ行動による一人あたり二酸化炭素削減量」^{*2}を環境指標とします。
- 一般財団法人省エネルギーセンターが公表している家庭でできる省エネ行動によるCO₂削減量に、市民アンケートの省エネ行動実行率を掛け合わせて削減量を算出します。
- 現状値は省エネ行動率 66%と比較的高く、削減量は 0.40 t-CO₂/人・年となります。
- 5年後の32年度までに削減量を 0.48 t-CO₂/人・年(20%増)に、15年後の平成42年度までに 0.85 t-CO₂/人・年(113%増)に引き上げることを目標に定めます。

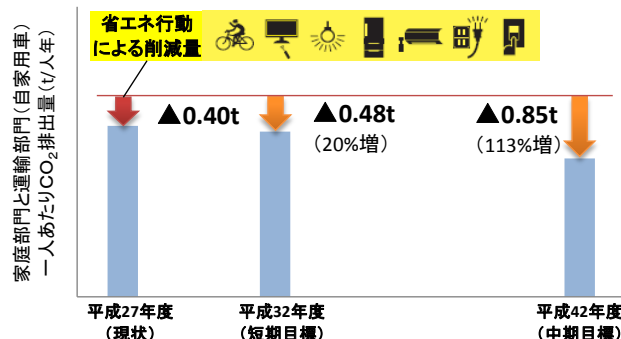


図6 家庭からのCO₂排出削減に向けた環境指標 概念図

【環境指標】	現状値 (平成27年度) (2015年度)	短期目標値 (平成32年度) (2020年度)	中期目標値 (平成42年度) (2030年度)
家庭での省エネ行動による 一人あたり二酸化炭素削減量	▲0.40t/人年	▲0.48t/人年 (20%増)	▲0.85t/人年 (113%増)

^{*1} 短期削減目標(平成32年度): 0.20t-CO₂/人・年(家庭部門+運輸部門(自家用車)における削減量^{*1}は0.08t-CO₂/人・年に相当)
中期削減目標(平成42年度): 1.08t-CO₂/人・年(家庭における削減量^{*1}は0.45t-CO₂/人・年に相当)

※ 総排出量に占める家庭部門+運輸部門(自家用車)の割合は41.3%(過去5年間平均)

^{*2} 家庭部門と運輸部門(自家用車)からの排出に相当。

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
1. 低炭素都市づくりの促進・拡大		●「公園西駅周辺環境配慮型まちづくり」をリーディングプロジェクトとして市内全域に拡大するよう取り組みます。 ●エコ住宅・環境共生住宅を広く普及させるため、市民を対象に住宅における省エネ機器の設置費の一部を補助します。自然エネルギー（太陽光発電システムなど）、地域や住宅の緑化*、緑のカーテン、雨水貯留槽などについて補助金の受付けを行います。支援メニューの充実化を図るとともに、市民への情報発信の強化に努めていきます。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
補助金受付・ 情報発信の強化		支援メニューの充実化検討・情報発信		

*緑化による二酸化炭素吸収量は、樹種や林齢などの条件により異なりますが、例えば 50 年生のスギの場合、1 本当たり 1 年間に平均して約 14kg-CO₂を吸収するといわれています。都市緑化にはその他にもヒートアイランドを緩和し、冷房の使用を減らすなどの効果もあります。
(地球温暖化防止のための緑の吸収源対策:環境省・農林水産省 林野庁)

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
2. 省エネ活動「見える化」の普及促進		●家庭におけるエネルギー使用状況を「見える化」する機器（HEMS* など）の普及に向けて、設置費の一部を補助します。利用者から、省エネの実感や省エネ行動への取り組みに対する変化などを市民目線の感想を提供してもらい、市民むけに広くPRします。 ●電気、ガス、ガソリンなどの使用量がどれだけ削減されたかが手軽に「見える化」できる補助ツール（省エネ行動一効果早見表、電気・ガス代請求書バインダー等）の配布を検討します。 ●電気事業者などが行っている電気使用量・使用料金の変化を WEB で確認できるサービスなどの紹介も併せて実施します。 ●再生可能エネルギーを使った電力の消費が見える仕組みを検討します。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画・立案	支援開始		省エネ効果の PR「見える化」普及	

*HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム):家庭で使うエネルギーをリアルタイムで「見える化」し節約する管理システム。電気などの使用量がモニター画面でリアルタイムで分かり、電気使用量のデータはネットで管理され、データも蓄積されます。

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
3. 若い世代への省エネ情報発信の強化		●スマートフォンなど、若い世代が情報を得やすい媒体を使った情報発信の整備を進めます。 ●手軽にできる省エネの取り組みや支援情報などを定期的に発信するとともに、参加者による省エネ一斉行動などのキャンペーンも検討していきます。 ●上記の取り組みの成果や省エネの知恵集については、広く市民に向けても配布・発信していきます。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画・立案	情報発信開始・キャンペーンの検討		キャンペーンの実施	

2

ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらいめざすところ

- 本市では人口増加に伴うごみ総排出量の増加が懸念されます。
- 資源の有限性や地球温暖化防止の重要性を認識し、より良い環境を次の世代に残すために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルを改め、資源循環型の生活スタイルへの転換を促進します。
- 特に家庭からのごみの排出量を減少させるため、わかりやすい共通の削減目標を掲げて、日頃からごみの削減に取り組みます。

[本市が抱える主要課題]

- ・市民アンケート結果から、ゴミの減量や資源のリサイクルに対する意識は広く定着しており、身近な所で出来る取り組みは既に多くの市民が実行していると考えられます。一方で、学生など若い世代や単身者では、基本的な知識の普及を図っていく必要があります。広報等の紙媒体による情報発信に加え、若い世代が情報を得やすい媒体を組合わせ、わかりやすく身近な情報を発信していくことが必要です。
- ・市民アンケート等では身近な場所に資源回収拠点が少ないこと、分別・回収の仕組みがわかりにくく煩雑などの意見が多くみられました。資源回収拠点の拡充など資源回収率の向上に向けた支援が必要です。
- ・資源の分別回収の意義について疑問を感じている市民が多いと考えられることから、資源の分別回収の重要性を浸透させていくため、資源ごみ処理施設等の見学会など「資源のながれ」について環境教育の推進が必要です。

(2) 環境指標

- 家庭から排出されるごみの発生量そのものを抑制することと、資源となり得るものを含む不要物の発生量を抑制することが重要であるとの観点から、それらを表す指標として「家庭から排出される1人1日あたりのごみ排出量（資源回収分も含む）」と「家庭から排出される不要物のうち資源（集団回収も含む）の割合」（資源化率）の2つを環境指標に掲げ、目標値をそれぞれ以下のように設定します。
- 家庭から排出される1人1日あたりごみ排出量について、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画（平成26年3月）で定められている年率0.70%の削減を踏襲し、平成32年度時点で640g/人日（▲4.2%）を目標とします。
- 資源化率について、同計画で定めている平成35年時点の目標値36%（平成24年度比）を踏襲し、平成32年度時点で27.4%（26年度比6.9%増）を目標に定めます。

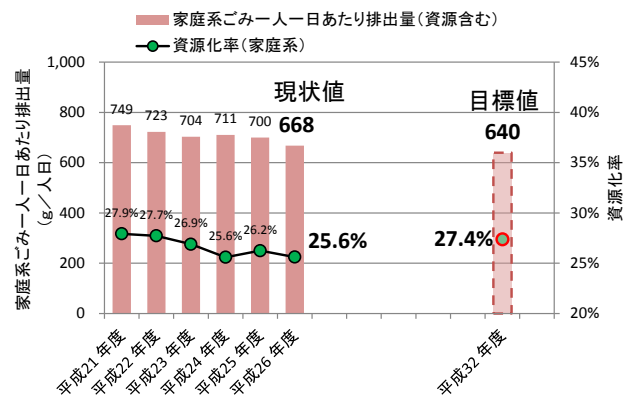


図7 家庭系ごみ削減に向けた環境指標

【環境指標】	現状値（平成26年度）	目標値（平成32年度）
家庭から排出される一人一日あたりごみ排出量*1 (資源回収分も含む)	668g/人日	640g/人日 (4.2%の削減)
資源化率（資源化される量÷ごみ排出量）*2	25.6%	27.4% (6.9%引き上げ)

*1、2 環境課(人口は各年度の3月末現在の推計人口を使用)

図13について、一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画における数値とは計算方法が若干異なるため一致しません。

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
1. 学生や単身世帯へのごみ分別等情報発信の強化		●学生や単身世帯など、若い世代が情報を得やすいスマートフォンなどの媒体使い、ごみ削減や分別について情報発信の整備を進めます。 ●ごみ出しルールや手軽にごみを削減できる取り組み、リサイクルマーケット情報などを定期的に発信するとともに、参加者によるごみ削減一斉行動などのキャンペーンも検討していきます。 ●大学と連携して、入学時におけるごみ分別説明会の開催やごみの出し方を紹介した冊子配布や WEB サイトの紹介など、ごみ減量や分別ルールの徹底のための啓発活動に取り組みます。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
情報発信開始・キャンペーンの検討			キャンペーンの実施	

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
2. 資源回収率向上への支援		●地域施設や民間の施設等の敷地を活用し、より身近な場所で常設的に資源回収を行う資源回収拠点を設置します。 ●事業者に向けた資源回収の啓発を進めるとともに、事業者による量販店等での店頭回収情報（容器包装、缶、小型家電、衣料など）を集約し、市民に情報周知します。また、ごみの減量化に積極的に取り組んで効果を上げている事業者について、取り組み内容を広報や市ホームページ等を通じて紹介していきます。 ●大学生では卒業時に粗大ごみが増えることから、大学や学生と協力・連携したリサイクルマーケットの開催について検討します。 ・生ごみのたい肥化への支援を継続していきます。また、市民まつりにおけるリサイクルマーケットの開催や、ながくてエコハウスの掲示板や WEB 上の掲示板を通じた不用品交換を支援していきます。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
資源回収拠点の計画・立案 事業所等における資源回収拠点情報の整理		地域における資源回収の実施・情報提供		

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
3. 学校教育におけるごみ学習の支援		●小中学校の環境教育と連携し、資源ごみのリサイクル関連施設やごみ処理施設等の見学の受入や解説など、学校教育におけるごみ学習に対する支援を進めます。 ●また、市の方から学校現場に出向いて、ごみ学習を行う出前型の講座についても進めていきます。 ●教材用のごみと資源の循環に関するわかりやすい冊子を作成し、配布します。 ・夏休み子ども企画として行っている一般廃棄物焼却施設及びプラスチック製容器包装の中間処理施設を見学する「ごみ資源探検ツアー」の開催や、小中学校の要請に応じて実施しているながくてエコハウスの見学などの学習支援を継続していきます。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画の立案・教材作成		小中学校における環境の実施		

3

多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらいめざすところ

- 本市は尾張東部丘陵に位置し、市の東部は中央の香流川を挟む田園地帯とそれを丘陵地が囲む地形から、生物多様性に富み、貴重な自然環境を有する場となっています。
- 丘陵地に広がる二次林は、CO₂ 吸収源として機能するとともに、多くの希少生物の生息・生育場となっています。
- 前期重点プロジェクトでは、市民の観察による情報もあわせて、専門的な自然環境調査を進めるとともに、生息・生育状況に関するデータ蓄積の仕組みづくりを行いました。今後は自然環境データの更新とともに、その活用に向けた取り組みを推進します。

[本市が抱える主要課題]

- ・市民アンケートで保全活動など参加型の取り組みへの関心が低かったことから、市民参加を促すための取り組みが大きな課題です。市民参加を促すために、市民が使いやすい情報集約の場の構築が必要です。
- ・前期重点プロジェクトで蓄積した自然環境データを基礎に、里山に点在する湿地など貴重な生態系資源が存在する区域への保護エリアの設定が必要です。
- ・希少種の保護に関しては、情報公開による乱獲のおそれがあるため、情報は非公開としていますが、将来的には学術機関や市民との協働のもとで保護活動を進めていく必要があります。しかし、市民アンケートにもみられるように、参加型の取り組みへの関心が低く、本市の自然環境への理解も進んでいないのが現状です。
- ・このため、学校を対象に身近に分布している外来種を題材に環境教育を進め、参加意識の向上を図り、希少種や里山などの保全活動の担い手やリーダーを育成していく必要があります。

(2) 環境指標

- 前期重点プロジェクトで市全域の自然環境データの蓄積ができたため、後期重点プロジェクトではそれを土台とした市民参加の展開が大きな課題となります。
- そのため、自然環境データを活用した市民参加型の取り組みへの参加者数（延べ数）を環境指標とします。
- 現状値は、平成 24 年度から 27 年度にかけて自然環境データの蓄積や活用のために実施した市民参加型の取り組みへの参加者数を参考に 40 名としました。
- 5 年後の 32 年度までに 200 名（平成 17 年比 5 倍）を目標に定めます。

【環境指標】	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 32 年度）
自然環境データを活用した市民参加型の取り組みへの参加者数（延べ数）	40 人／年 ^{*1}	200 人／年

^{*1} 平成 24、25 年度に行った市民参加調査の協力者数（平成 24 年：40 名、平成 25 年：42 名）、平成 26 年に行った外来種勉強会・駆除（杣ヶ池におけるミシシippアカミガメ）への参加者数（2 回開催：延べ 40 名）、平成 27 年に行った外来種勉強会・駆除（香流川におけるオオキンケイギク）の参加者数（40 名）を参考にした。

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
1. 市民が使いやすい自然環境情報の集約の場の構築		●市民が手軽に自然環境情報を入手でき、情報提供や情報交換できる場を WEB 上に構築します。 ・市の自然環境の特色や見どころ、保全の考え方など、基本的な情報を分かりやすく整理したサイトを作成するとともに、自然環境の保全に携わる市民団体や事業者等がイベント情報の広報場所として利用できるネット掲示板を提供します。 ●前期重点プロジェクトによる自然環境データや市民参加調査を土台に、識別しやすい指標種の分布について、スマートフォンなどの携帯型の端末を利用した市民参加調査を検討します。 ・定期的に1種づつ一斉調査を行うなど、市民の参加・連帯意識を高める工夫をします。 ・専門的な自然環境調査は数年間隔でモニタリングを行い、データの更新をはかります。貴重な生物種の情報は原則として公表は控え、環境課内でデータを蓄積して開発行為への指導などに活用します。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
情報集約の場（WEB 上）の構築・試行運用		システムの稼働		
		市民参加調査の試行		市民参加調査の実施
		自然環境調査の実施		

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
2. 生態系保護エリアの設定		●前期重点プロジェクトで蓄積した自然環境データを基礎に、里山に点在する湿地など、多様な生態系や貴重な生物種が分布する区域への保護エリアの設定を検討します。 ●保護エリアの設定や保護に向けた方策については、ながくて里山保全プランとの整合をはかるとともに、学識者や市民団体等と連携して検討を行います。 ●市民に向けた周知については、希少種の盗掘などに対する保護策が十分に図られた時点で行います。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生態系保護エリア・保護策の検討		保護策の実施		公表

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
3. 外来種についての環境教育の推進		●身近な場所に分布する外来種を題材に、小中学校における環境学習や野外学習を学識者や市民団体等と連携し推進していきます。 ●前期重点プロジェクトで蓄積した自然環境データをもとに、本市に分布する外来種やその影響について分かりやすい冊子を作成し、環境教育の教材として配布します。 ●外来種の根絶を目指し、市民、学識者、行政の協働により外来種の駆除活動を進めていきます。 ・こうした活動を通じ、里山保全や希少種保護活動の担い手やリーダーの育成を目指します。 ・一般市民に向けても、外来種の勉強会や駆除のイベントを定期的に開催し、情報発信に努めます。		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
環境学習の試行・教材作成		外来種についての環境学習の推進		
外来種駆除活動の実施				

5. 計画の推進

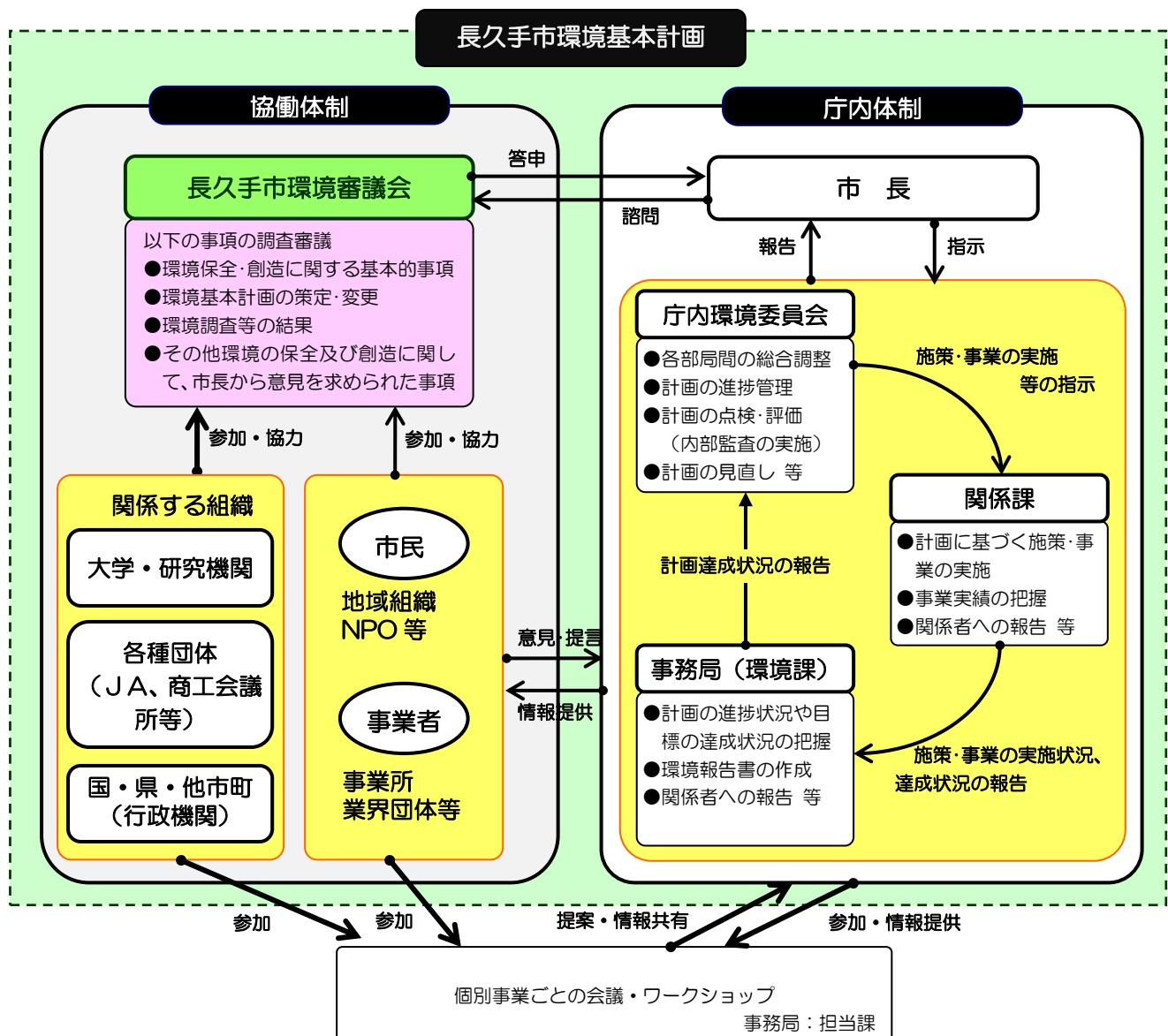
5-1. 計画の推進体制

着実な計画の推進のために、市民・事業者・関係組織（大学・研究組織、各種団体等）・行政（市）の協働による推進体制のもと、それぞれの役割分担の中で緊密に連携・協力しながら計画を推進し、「環境審議会」において逐次進捗状況を確認します。

また、市の実施する重要な事業については、庁内環境委員会を通じて各課の連携を図るとともに、計画を効率的に推進するための検討を行います。

さらに、行政、市民・事業者、関係組織（大学・研究組織、各種団体等）が連携しながら取り組む必要のある個別事業については、関係者の協議や意見交換等を行う会議・ワークショップを必要に応じて設置します。

なお、広域的な課題等に対しては、国、県、他の地方公共団体と協力し、連携を密にしながら環境の保全と創出のための施策を推進します。



5 - 2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムを活用し、PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクル」による継続的な改善と推進を行います。

① 計画 (Plan)

市民・事業者・関係組織（大学・研究組織、各種団体等）・行政による協議の場を設けながら、社会経済情勢や市民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応しつつ、概ね5年を目途に計画の見直しを行います。

② 実行 (Do)

本計画に基づき施策を実施します。市民及び事業者の取り組みについてはワークショップ等で情報交換を行いながら、施策実施に向けて情報提供、協力・支援を行っていきます。

③ 点検・評価 (Check)

以下の項目及び方法により行います。

項 目	方 法
◆基本目標の達成状況	基本目標ごとに設定した『環境指標』に基づき、目標値と現状値を比較することにより進捗状況を把握します。
◆施策の進捗状況	重点プロジェクトならびに基本的施策に記した事業ごとに、1)未着手・中止、2)準備中、3)事業中・継続中、4)完了の4段階で実施状況を確認します。
◆市民・事業者の取組状況	アンケート調査等を通じて、市民や事業者の取組状況を把握します。

④ 見直し (Action)

点検・評価（Check）の結果を踏まえ、施策及び事業の実施計画等を随時見直していきます。

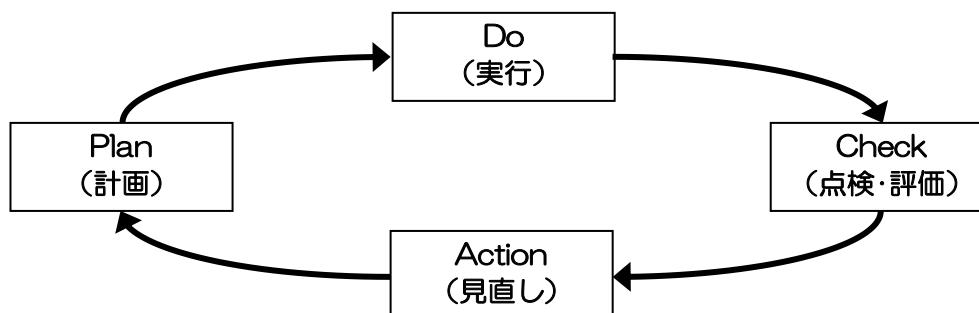


図9 PDCAサイクルを用いた進行管理

【参考資料】長久手市の環境の現況

(1) 二酸化炭素排出量

長久手市の平成 25 年度における二酸化炭素排出量は 30.9 万 t-CO₂ です。平成 17 年度(2005 年度)に比べ 21.3%増加しています。2005 年の愛知万博以降、都市基盤や環境整備などが進んだことによる人口増加により、業務部門や家庭部門、運輸部門の排出量が増加したことが主な要因と考えられます。

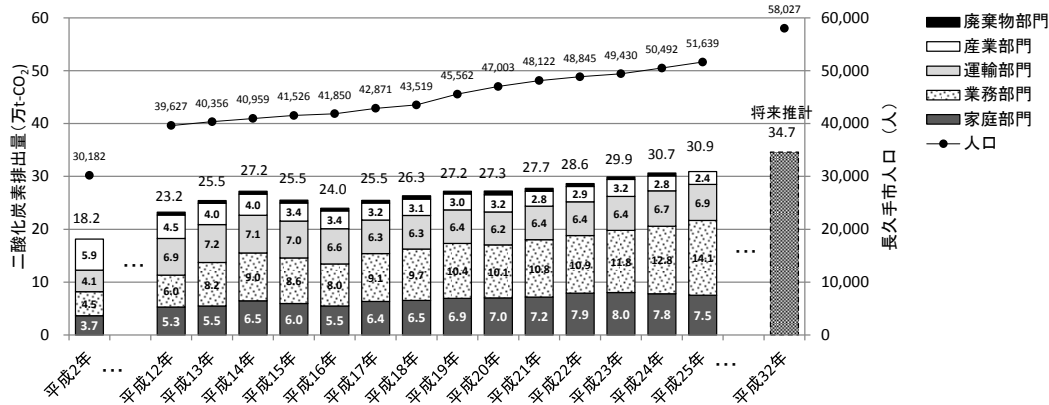


図 10 二酸化炭素排出量と人口の推移 試算：環境課

- *1 二酸化炭素排出量の推計は、地球温暖化対策地方公共団体事項計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)に準じて算出しています。前計画における排出量とは計算方法が異なるため、前計画に掲載された値とは一致しません。
- *2 温室効果ガスは「排出量＝活動量×原単位」と表すことができます。目標年における「原単位」は現況年と同じとして考え、「活動量」のみ現状の傾向に沿って変化するものと想定して、目標年における排出量を推計します。活動量については、本市では人口の増加が顕著であるため、ここでは将来予測にあたり、活動量として人口を用いています。
- *3 平成 17 年度(2005 年度)の人口：51,639 人、平成 32 年度(2020 年度)の人口：58,027 人
(平成 32 年度の値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計))における推計値)
- *4 各部門の内容は下記の通りです。
 - ・廃棄物部門…一般廃棄物(プラスチック類・合成繊維類)のごみ焼却 ※バイオマス起源の紙ごみ等の焼却は除く
 - ・産業部門…製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費
 - ・運輸部門…旅客自動車(自家用車、バス等)、貨物自動車(陸運)、鉄道におけるエネルギー消費
 - ・業務部門…企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、運輸部門を除く第 3 次産業等におけるエネルギー消費
 - ・家庭部門…家庭の冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明等のエネルギー消費
- *5 平成 25 年度の廃棄物部門の排出量については、推計に必要な国の資料が現時点で公表されていないため含めていません。

(2) ごみ排出量

本市のごみの総排出量(資源を含む)は平成 26 年度 18,455 トンで、人口が増加しているにもかかわらず、排出量の総量はここ数年横ばいで推移しています。人口一人一日あたりに換算すると、平成 26 年度は 879g/人日で、平成 21 年度の 978g/人日と比べると 9.5%減少しています。

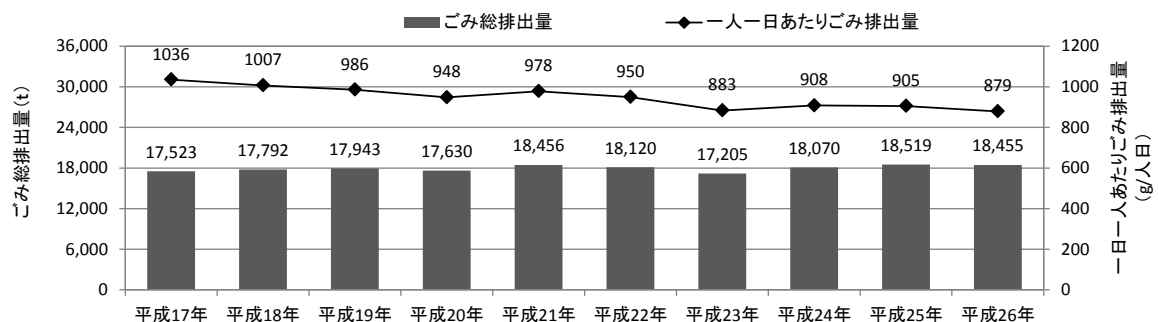


図 11 ごみ総排出量の推移

環境課資料

(3) 自然環境

本市東部の丘陵部とそこを源流とする細流は豊かな多様性を有しており、平成24年度から25年度にかけて行った市全域の動植物調査では学術的に価値の高い動植物が多く確認されました。一方で、こうした地域本来の生態系におよぼす影響が大きいと考えられる外来種も市内に広く分布していることがわかりました。枳ヶ池公園や香流川沿いの平野部など身近な場所に外来種が拡がっており、駆除を考えていく必要があります。

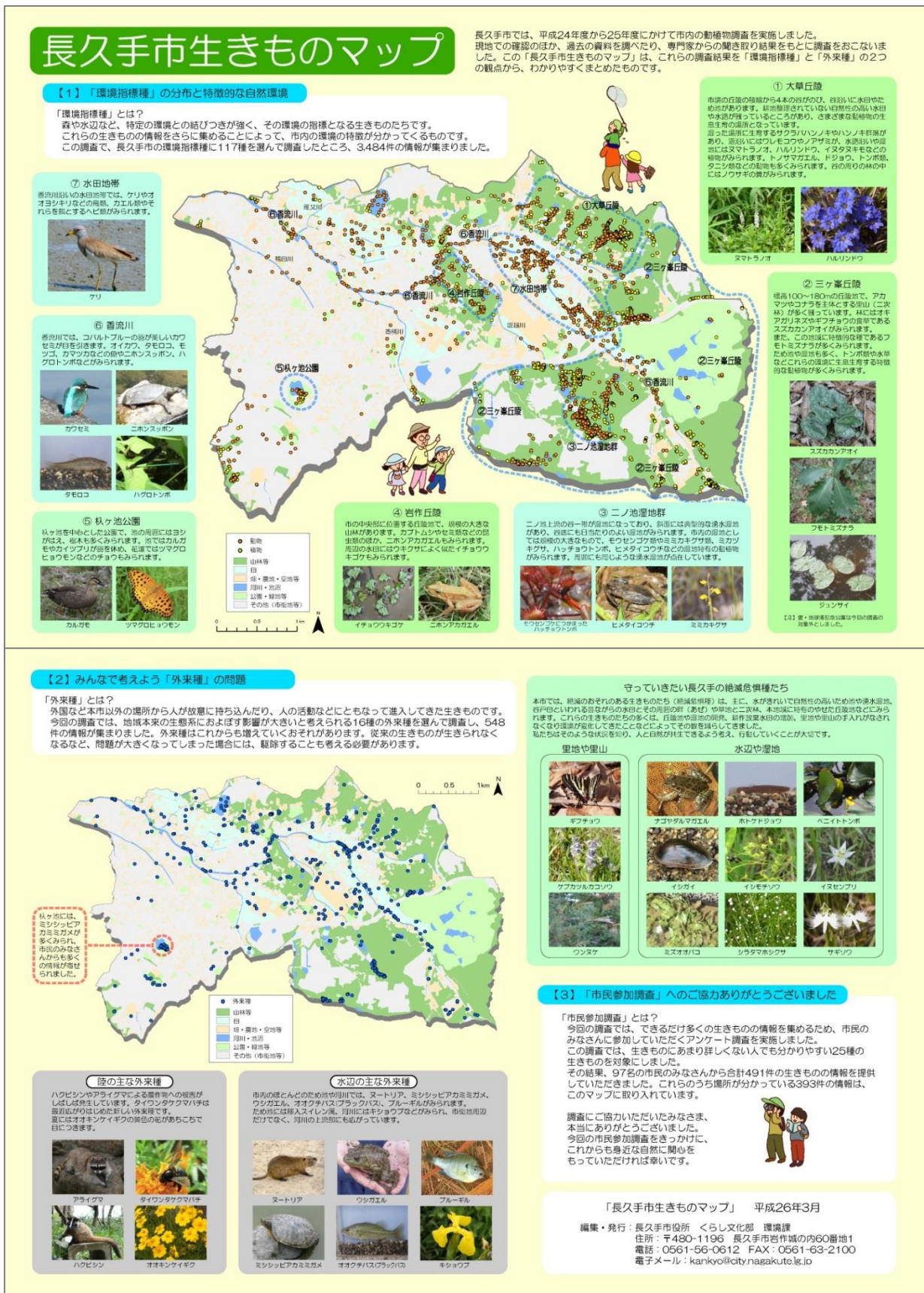


図12 長久手市 生きものマップ

第3次長久手環境基本計画 改訂版 概要版

平成28年3月

発行／長久手市

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市くらし文化部環境課（〒480-1196）

電話 0561-56-0612 FAX 0561-63-2100

本冊子は、資源保護のため再生紙を使用しています。